

東京医科歯科大学病院有料看護師等宿舎規則

〔平成22年3月23日〕
規則第28号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学宿舎規則（平成16年規則第69号）第2条に基づき、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）が貸与する有料看護師等宿舎（以下「宿舎」という。）の維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、職務の能率的な遂行を確保し、もって本院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（宿舎の名称等）

第2条 宿舎の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 宿舎は独身宿舎とする。

（宿舎の維持及び管理）

第3条 宿舎の維持及び管理は、学長の委任を受けて、病院長が行うものとする。

（入居者に対する監督）

第4条 別表第1の監督者欄に掲げる職の者（以下「監督者」という。）は、宿舎の貸与を受けた者（以下「入居者」という。）がこの規則の定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次条第3号に掲げる者の監督は、病院長が行う。

（入居資格）

第5条 宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本院に勤務する職員のうち、看護師、助産師であるもの
- (2) 本院に勤務する職員のうち、臨床工学技士であるもの
- (3) 病院長が特に必要と認めた者

（入居期間）

第6条 宿舎に入居することができる期間は、次の各号のとおりとする。ただし、病院長が特に必要と認めたときは、入居期間を延長することができる。

- (1) 看護師、助産師：3年以内
- (2) 臨床工学技士：監督者が必要と認める期間

（入居の申請及び承認）

第7条 宿舎に入居を希望する者は、別記様式1による看護師等宿舎貸与申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 貸与する者の決定については、学長の委任を受けて、病院長及び監督者が行うものとする。

3 入居の許可は、別記様式1による宿舎貸与承認書を交付して行うものとする。

(入居期限)

第8条 宿舍の貸与の承認を受けた職員は、宿舍貸与承認書に記載された入居日から10日以内に入居しなければならない。

2 学長は、宿舍の貸与の承認を受けた職員が前項に規定する入居期限までに当該宿舍に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(使用料)

第9条 宿舍の使用料及び管理費（以下、「使用料等」という）は、月額によるものとし、当該使用料等は、別表第2のとおりとする。

2 入居者は、使用料等を毎月学長の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。

3 新たに宿舍に入居し、又は宿舍を明け渡した場合におけるその月分の使用料等は、入退居の日が月の途中であっても、当該入退居月1月分の額とする。

(使用上の義務)

第10条 入居者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 宿舍には、入居者以外の者を、同居させてはならない。

3 入居者は、入居している宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。

4 入居者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

5 宿舍の維持管理に必要なため、大学において宿舍の内外を調査するときは、入居者に正当な事由がある場合を除き、これを拒むことはできない。

(宿舍の修繕費等)

第11条 天災、時の経過その他入居者の責に帰することのできない事由により宿舍が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(明け渡し等)

第12条 入居者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。

(1) 職員でなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 本院において、当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明け渡しを請求されたとき

(4) 使用上の義務を守らず、又は指示に従わないため退去を命じられたとき

2 入居者は、宿舍を明け渡すときは、宿舍管理会社による点検を受けなければならない。その際修繕の指示を受けたものについては、入居者の負担により修繕を行うものとする。

3 第1項の規定に違反して宿舍を明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。

(事務)

第13条 宿舎に関する事務は、病院事務部労務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成29年3月13日規則第32号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月8日規則第46号）

この規則は、令和3年4月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第58号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第45号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

名 称	位 置	監督者
KDXレジデンス御徒町	台東区台東2-28-4	看護部長
プラウドフラット神楽坂	新宿区東五軒町1-11	看護部長
プライムメゾン神保町	千代田区神田神保町1-50	看護部長
プラウドフラット上野松が谷	台東区松が谷4-19-7	看護部長
プラウドフラット菊川	墨田区立川4-5-10	看護部長
テラス文京本郷 ※看護師、助産師が入居者の場合	文京区本郷2-14-7	看護部長
テラス文京本郷 ※臨床工学技士が入居者の場合	文京区本郷2-14-7	臨床工学技士長
アルモニー御茶ノ水	文京区湯島2-5-5	臨床工学技士長
レジディア新御茶ノ水	千代田区神田小川町2-4	臨床工学技士長
エフティシア	文京区本郷5-1-5	臨床工学技士長

別表第2（第9条関係）

名 称	使用料	管理費	使用料等 月額合計
KDXレジデンス御徒町	30,000円	5,000円	35,000円
プラウドフラット神楽坂	30,000円	5,000円	35,000円
プライムメゾン神保町	30,000円	5,000円	35,000円
プラウドフラット上野松が谷	40,000円	5,000円	45,000円
プラウドフラット菊川	40,000円	5,000円	45,000円
テラス文京本郷 ※看護師、助産師が入居者の場合	40,000円	5,000円	45,000円
テラス文京本郷 ※臨床工学技士が入居者の場合	10,000円		10,000円
アルモニー御茶ノ水	10,000円		10,000円
レジディア新御茶ノ水	10,000円		10,000円
エフティシア	10,000円		10,000円

様式 1

看護師等宿舎貸与申請書

東京医科歯科大学長 殿

年 月 日

現住所 〒 _____

所属名 _____

職 名 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 _____

メールアドレス _____

宿舎の貸与を受けたいので申請します。

宿舎の使用については、本学諸規則の規定及び指示に反しないことを誓約します。

1. 宿舎貸与申請の理由

新規採用のため 通勤困難のため その他 ()

宿 舎 貸 与 承 認 書

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。

年 月 日

東京医科歯科大学長
(公印省略)

記

1. 宿 舎

種類	構造	所	在	戸	番
有料					
専用面積	宿舎使用料月額	入	居	日	備
m ²	円	年	月	日	考